

職業安定法施行規則等の一部 を改正する省令案要綱

大

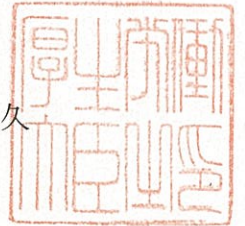
厚生労働省発職 0722 第 1 号

平成 28 年 7 月 22 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 職業安定法施行規則の一部改正

一 厚生労働大臣に通知する事項等

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）第六条の規定による改正後の職業安定法（以下「法」という。）第二十九条第二項の規定により特定地方公共団体が厚生労働大臣に通知しなければならない事項は、次のとおりとすること。

- (一) 特定地方公共団体の名称
- (二) 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
- (三) 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
- (四) 担当者の職名、氏名及び電話番号
- (五) 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容

(六) 地方公務員の退職管理の適正を確保するために無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨

(七) 法第二十九条第三項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合における当該取扱職種の範囲等

2 1の通知事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨及び変更した年月日を厚生労働大臣に通知しなければならないものとする。

3 特定地方公共団体が無料の職業紹介事業を廃止したときに厚生労働大臣に通知しなければならない事項は、次のとおりとすること。

(一) 無料の職業紹介事業を廃止した年月日

(二) 無料の職業紹介事業を廃止した理由

二 取扱職種の範囲等の明示の方法等

1 法第二十九条の四に規定する厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とすること。

2 取扱職種の範囲等の明示は、求人者の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わなければならないこと。

(一) 書面の交付の方法

(二) 電気通信回線を通じて送信し、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によることを書

面被交付者が希望した場合における当該方法

三 公共職業安定所から特定地方公共団体に提供する情報等

1 法第二十九条の五に規定する厚生労働省令で定めるものは、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法第四条第十項に規定する個人情報その他家族の状況等法第二十九条の五の規定に基づく情報提供として適切でないと認められる情報を除く。）とすること。

2 法第二十九条の五に規定する厚生労働省令で定める方法は、書面の提出による提供とすること。

3 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができないおそれがあると認めるときは、情報の提供を停止することができると。

第二 雇用対策法施行規則の一部改正

一 要請の手続等

1 整備法第八条の規定による改正後の雇用対策法（以下第二において「法」という。）第三十二条第一項の要請（以下「措置要請」という。）をするときは、その内容及び理由を記載した書面を添えるものとする。

2 措置要請を行った地方公共団体の長（以下「要請地方公共団体の長」という。）は、都道府県労働局長から法第三十二条第二項の通知（以下「通知」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該措置要請について、自ら同条第一項から第三項までの権限を行うよう求めることができること。

3 2の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、当該措置要請について自ら法第三十二条第一項から第三項までの権限を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、法第三十二条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聴く者を選定するに当たっては、次に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意見を聴いて選定するものとする。

(一) 学識経験者

(二) 措置要請に係る地方公共団体

(三) その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者

二 雇用対策協定の締結等

1 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所の業務に関する事項についての協定（以下「雇用対策協定」という。）を締結することができること。

2 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があつたときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の合理的な理由がある場合を除き、公共職業安定所の業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会を組織することができること。

三 権限の委任

法第三十二条第一項から第三項まで及び第二の一の４の(三)に規定する厚生労働大臣の権限を、都道府県労働局長に委任すること。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げないこと。

四 都道府県知事との協定の締結に係る規定の廃止

雇用対策法施行規則附則第九条に定める都道府県知事との協定の締結に係る規定を廃止すること。

第三 施行期日等

一 この省令は、平成二十八年八月二十日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。